

3 案内標識

《基本的考え方》

- ・歩道上に設置する案内標識は、歩行者、特に視覚障害者や車椅子使用者の通行に十分配慮する。
- ・案内標識は駅前広場など多くの人が利用する場では、視覚障害者や児童などにも分かりやすい音声および視覚情報を併設する。

案内標識	(1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、国又は地方公共団体の庁舎その他の公共的施設及びエレベーターその他の移動の円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。	ハ 案内標識 (1)
視覚障害者対応	(2) (1)に定める案内標識には、必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。	ハ 案内標識 (2)

《望ましい整備》

- ◇高齢者、障害者等が利用しやすく見やすい位置に、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、乗合自動車停留所及び便所を表示する案内標識を設置する。
- ◇案内方式板を支える支柱は、視覚障害者の衝突を防止するため、構造や位置に十分配慮する。
- ◇案内標識や地図等を設ける場合は、文字の大きさ、表示内容等見やすく、分かりやすいものとし、適宜かなや英文表記、図記号等による標示を行う。

《駅前広場の案内板の例》



●点字により視覚障害者を案内する設備